

平成25年度第2回 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会資料

平成26年2月28日

～ 瑞穂町内の事業系一般廃棄物について ～

(1) 町の戸別収集で出せる場合

事業所のごみは事業者自ら処理することが原則となっています。ただし、1回の排出量が80リットル以下、かつ12キログラム以下の事業所であれば、家庭と同様に戸別収集を行います。

○出してもよいごみ … 家庭から出る種類のごみ

(2) 自らの責任で処分していただく場合

1回の排出量が規定の量を超える事業所は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するなど、自らの責任で処分していただきます。

西多摩衛生組合での抜打ち検査の対象は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業所等から依頼された、事業活動に伴って生じた燃やせるごみで、産業廃棄物でないものです。

瑞穂町一般廃棄物収集運搬許可業者 45業者
排出事業所（許可業者に収集運搬を依頼） 169事業所

※平成26年2月18日時点

(3) 抜打ち検査について

西多摩衛生組合に持ち込まれる、瑞穂町内から発生した事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)の排出元や内容等を抜打ちで調査することにより、ごみ減量及び自区内処理の徹底を図ります。

実施方法は、瑞穂町の表示のある収集運搬車両をプラットフォーム内の所定の場所(ダンピングボックス)に誘導し、ごみを開けさせ、個々に検証・確認を行います。ごみが袋等に入っている場合は、鎌で破り中身を確認します。

実際の主な調査内容は次のとおりです。

【排出元の確認】

※他市町村のごみが混入していないかを確認します。

⇒レシート、伝票、飲食店等の箸袋などが証拠品になります。

【ごみの量や分別状況の確認】

※搬入量が極端に多い場合などはその原因について聴き取り調査をします。

必要に応じて排出元の事業所へも調査をします。

※リサイクル可能なものが混入していないかを確認します。

⇒紙類、ペットボトルなどをリサイクルに回すよう促します。

【不適正なごみの搬入】

※規定外の大きさのもの、産業廃棄物等が混入していないかを確認します。

⇒焼却炉の停止など、安定焼却の妨げになる可能性があります。

《今回の審議会について》

本日は、委員の皆様にも実際の抜打ち検査を見学いただき、見学後に検査結果を検証しながら、率直なご意見やご感想等をいただきたいと思います。

本来であれば、事業系ごみの具体的な施策等を検討する予定でしたが、貴重な機会ですので、西多摩衛生組合環境センターの施設見学を併せて行いたいと思います。

燃やせるごみの中間処理の現場を実際に見学していただくことは、ごみ減量を考える上で大変効果的であり、今後の審議会に役立つものと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

瑞穂町の可燃ごみ量と事業所数

資料 2

1 可燃ごみ収集量

単位：トン

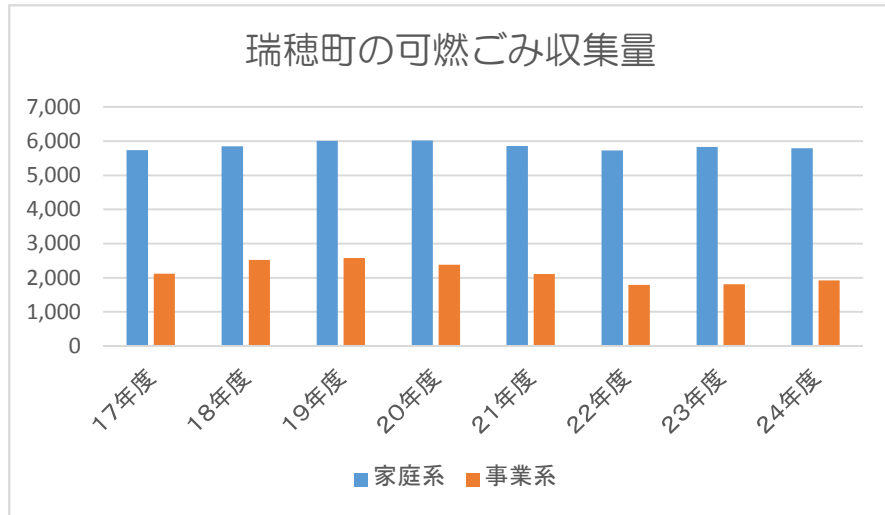
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
家庭系	5,739	5,847	6,010	6,016	5,861	5,732	5,828	5,793
事業系	2,120	2,519	2,575	2,378	2,106	1,788	1,812	1,924

(出典) 平成17～24年度 瑞穂町事務報告書

《補足説明》

○可燃ごみは、家庭系も事業系も全量を西多摩衛生組合で焼却しています。

○瑞穂町では平成16年10月から、戸別収集が始まっています。



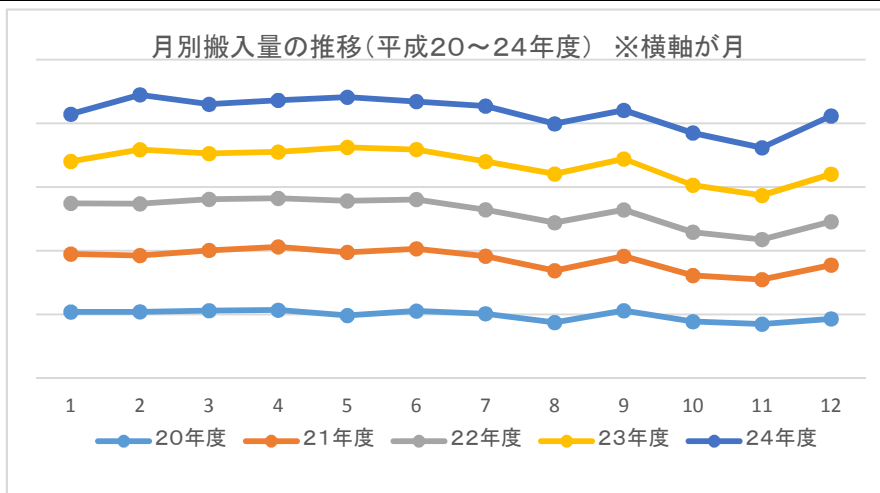
2 事業系ごみ月別搬入量

単位：トン

月別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
4月	162	174	212	208	182	159	131	148
5月	170	213	210	209	176	162	170	172
6月	171	210	196	212	189	160	143	155
7月	185	218	222	214	199	152	145	162
8月	187	221	234	197	198	161	168	157
9月	191	198	224	211	195	154	157	150
10月	182	220	241	203	180	146	151	174
11月	180	214	211	175	163	150	153	157
12月	177	217	199	212	171	145	160	152
1月	165	203	209	178	145	136	147	164
2月	162	212	203	170	140	126	138	150
3月	187	219	214	187	169	136	149	183
計	2,120	2,519	2,575	2,378	2,106	1,788	1,812	1,924

(出典)

西多摩衛生組合ホームページ
月別ごみ搬入量

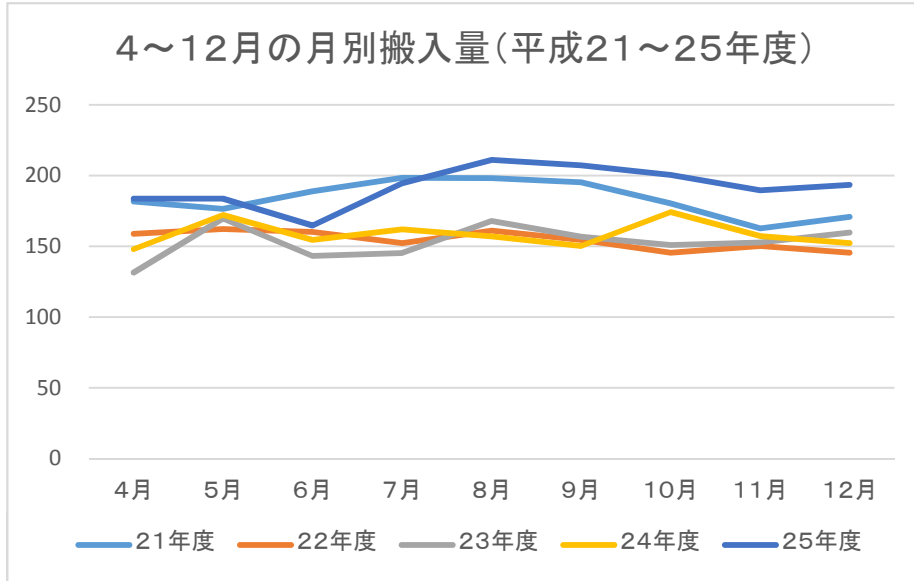


3 事業系ごみ月別（4～12月）搬入量 単位：トン

月別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4月	182	159	131	148	184
5月	176	162	170	172	184
6月	189	160	143	155	165
7月	199	152	145	162	195
8月	198	161	168	157	211
9月	195	154	157	150	207
10月	180	146	151	174	201
11月	163	150	153	157	190
12月	171	145	160	152	193
計	1,653	1,391	1,378	1,428	1,729

≪補足説明≫
 ○平成25年度の状況
 搬入量を比較するため、
 過去5年間の4月～12
 月までを抽出しました。

(出典) 西多摩衛生組合ホームページ 月別ごみ搬入量



4 事業所数（工業）

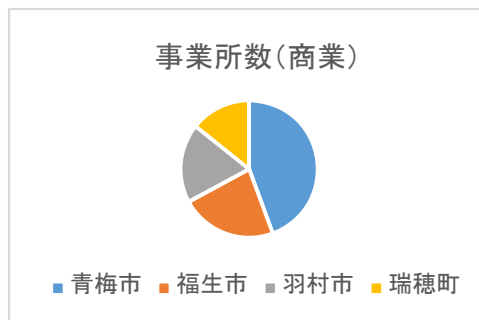
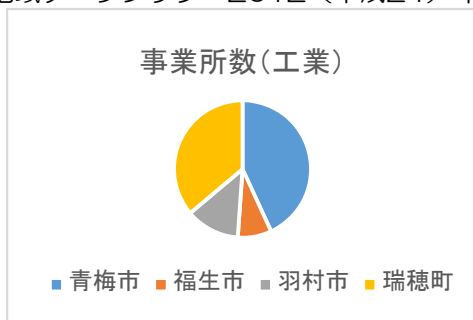
市町名	4～9人	10～99人	100～299人	300人～	合計
青梅市	118	129	9	9	265
福生市	26	21	1	1	49
羽村市	26	39	11	2	78
瑞穂町	105	112	3	2	222

(出典) 多摩地域データブック 2012 (平成24) 年版

5 事業所数（商業）

市町名	1～2人	3～9人	10～29人	30～99人	100人～	合計
青梅市	433	451	208	31	5	1128
福生市	207	262	97	10	1	577
羽村市	144	221	90	16	2	473
瑞穂町	103	176	72	9	3	363

(出典) 多摩地域データブック 2012 (平成24) 年版



● 排ガス測定結果

○平成25年度

	項目	ばいじん (O ₂ 12%換算値)	硫酸化物 (O ₂ 12%換算値)	窒素酸化物 (O ₂ 12%換算値)	塩化水素 (O ₂ 12%換算値)	ダイオキシン類	水銀
	単位	g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m ³ N	mg/m ³ N
	法規制値	0.08	約440	250	430	1	-
	協定規制値	0.02	30	50	25	0.5	-
	協定目標値	0.01	10	40	10	0.1	0.05
1号炉	7月17日	< 0.001	< 1	21	6	0.011	0.005
	8月6日	< 0.001	< 1	24	6	-	-
	11月7日	< 0.001	< 1	11	7	0.0055	< 0.005
	3月予定					-	-
2号炉	5月24日	0.001	< 1	19	8	0.014	0.008
	6月19日	0.001	< 1	10	6	-	-
	6月28日	-	-	-	-	0.0083	-
	10月16日	< 0.001	< 1	22	3	0.0027	0.007
	2月予定					-	-
3号炉	5月8日	0.003	< 1	26	7	0.0087	0.013
	8月23日	0.002	< 1	10	4	-	-
	9月11日	< 0.001	< 1	34	7	-	-
	12月3日	< 0.001	< 1	17	3	0.0036	< 0.005

排ガスのダイオキシン類測定について

排ガス中のダイオキシン類測定は、公害防止協定により年2回測定（各炉）としています。

排ガス中のダイオキシン類測定予定

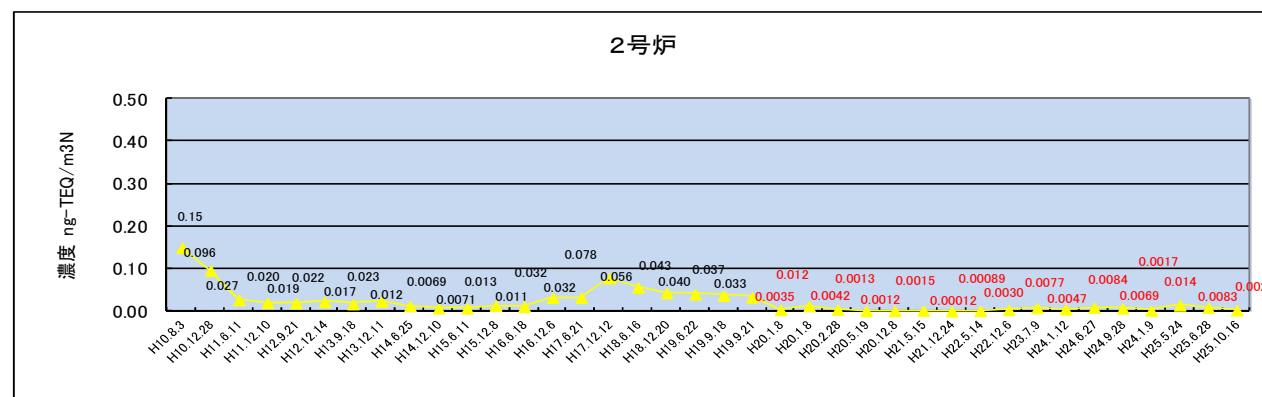
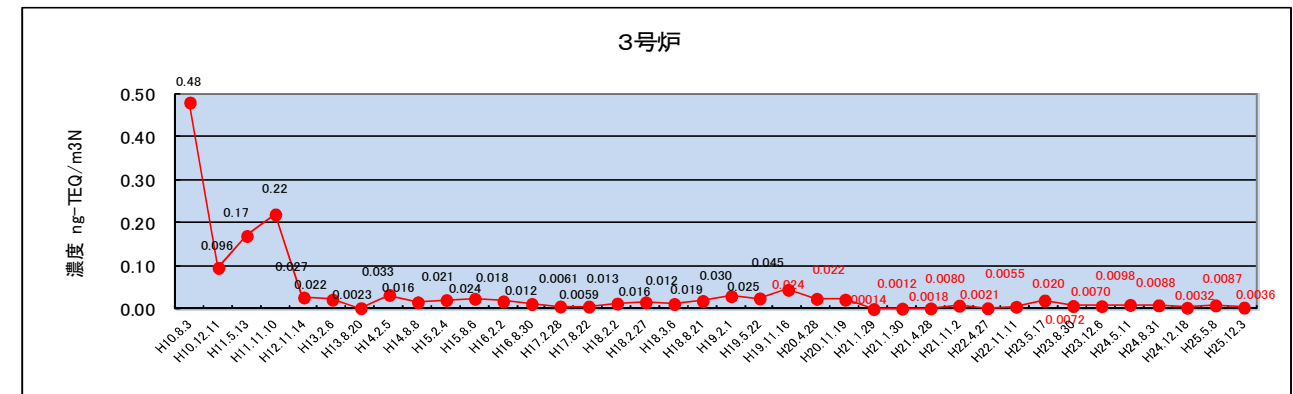
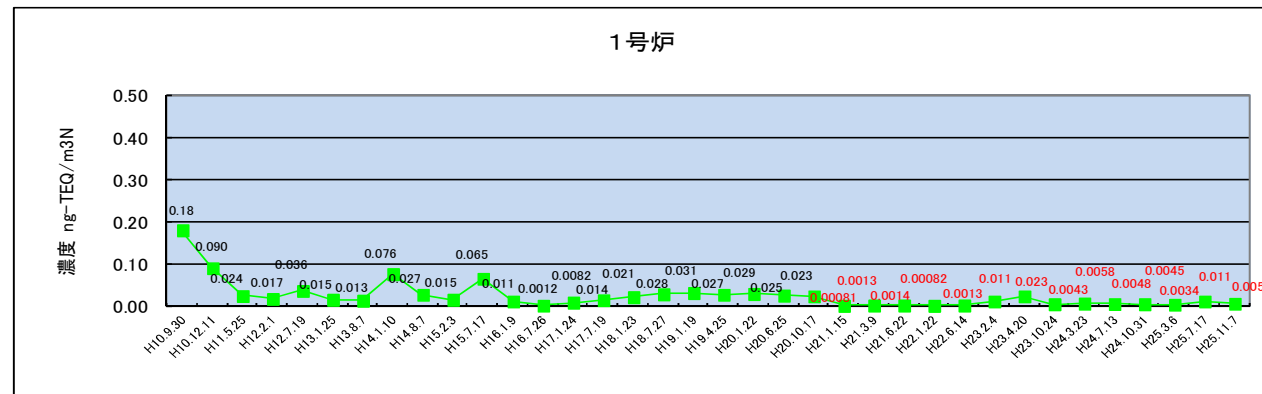
1号炉 7月・11月

2号炉 5月・10月

3号炉 5月・12月

※ 焼却炉の稼働状況により測定月を変更する場合があります。

● 平成10年度以降の排ガス中のダイオキシン類測定結果の推移



平成10年度以降の排ガス中のダイオキシン類測定結果の推移について

- ◎ 各表の目盛りは、協定規制値の0.5ng-TEQ/m³Nとなっています。（法規制値1ng-TEQ/m³N）
- ◎ 各炉共、平成12年以降協定目標値の0.1ng-TEQ/m³Nを超過することなく維持管理されている。
- ◎ 過去の主なダイオキシン類対策については、
 - ① 集じん器バイパスの閉鎖
 - ② ごみ攪拌マニュアル化
 - ③ ダイオキシン類対策用触媒採用
 - ④ 触媒フィルター採用
 - ⑤ 排ガス分析計更新・増設
 - ⑥ 集じん器整流板設置
 等が実施され現在に至っている。
- ◎ グラフ中の数値(赤字)は、触媒フィルター採用後の数値を表している。